

令和4年度天童市収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自然災害、新型コロナウイルスの影響による農作物の価格低下等による農業者等の収入の減少に備え、農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を促進することにより、市内の農業者等の経営の安定化を図るため、農業者等が収入保険に新規で加入する場合において、令和4年度山形県収入保険新規加入緊急奨励事業実施要綱（令和4年5月30日付け農政第147号通知。以下「実施要綱」という。）、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該農業者等に対し、補助金を交付する。

(補助対象者及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和4年12月末日までに令和5年1月から保険期間が開始する収入保険の加入の申込みをした農業者
- (2) 令和5年2月末日までに令和4年度中に保険期間が開始する収入保険の加入の申込みをした農業法人

2 補助金の額は、収入保険の保険料の額又は3万円のいずれか低い額以内の額とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和4年度天童市収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金交付申請書（別記様式。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 農業経営収入保険加入承諾書（兼）保険料及び積立金通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告書)

第4条 前条の補助金交付申請書の提出があったときは、規則14条に規定する補助事業等実績報告書の提出を省略することができる。

(書類の提出)

第5条 この補助金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

(帳簿等の保管)

第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和5年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記様式（第3条関係）

令和 年 月 日

天童市長 山本信治 様

申請者住所
氏名又は名称及び
代表者氏名

令和4年度天童市収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金交付申請書

令和4年度において、天童市収入保険新規加入緊急奨励事業を実施したいので、令和4年度天童市収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金交付要綱第3条の規定によりみだしの補助金を交付されるよう関係書類を添付して申請します。

記

1 保険期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 補助対象者及び補助金の額

補助対象者	保険料実費相当額(円)	補助金額(円)	備考

3 添付書類

農業経営収入保険加入承諾書（兼）保険料および積立金通知書の写し

事務局記載欄

- 新規加入の確認可（添付書類）
- 山形県農業共済組合への照会についての同意（新規加入の確認不可）